職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

ಶ್ಶ 職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則(規則七 一)の一部を次のように改正す

様式第一号中「臼」を削り、注を次のように改める。

Ή

1 「 1 請求に係る子又は要介護者」欄について

係る子が条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場 合にあつては, 続柄等」欄に その事実)を記入すること。 <u>,</u> 請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に

予定日を記入し, 請求に係る子が請求の際に出生していない場合には,「生年月日」欄に  $\neg$ 生年月日」欄は,子を養育するための請求の場合のみ記入す 「出産予定日」の にレ印を記入するこ ŷ () () 出産

入すること。 養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記

- 2 この欄は,要介護者を介護するための請求の場合のみ記入するこ 2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄について
- ω 請求に係る期間」欄について

小学校, が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了 以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求するこ して請求するこ 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には, 子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には, 義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した ه 当該請求に係 当該請求に係 る子が 子る **В** Ů

4 由」欄について 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻と બ 型の

この欄は,早出遅出勤務を請求する場合のみ記入することとし,始業及び終の時刻は,あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のう 請求するものを記入する (1 Ů 始業及び終業

様式第二号中「臼」を削る。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 当する改正前の職員の勤務時間、 による用紙は、 改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号に相 当分 の間、 所要の調整をして使用することができるものとする。 休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号